質問第三二号

質問主意書

第七回利根川・江戸川有識者会議における国土交通省関東地方整備局河川部長の発言に関する

出者 中島政希

提

第七回利根川 ・江戸川有識者会議における国土交通省関東地方整備局河川部長の発言に関する

質問主意書

第七回利根川・江戸川有識者会議 (平成二十四年十月十六日開催) において、 事務局をつとめる国土交通

省関東地方整備局河川部長は、 「有識者会議については河川法に基づき「意見を聞く場であり、 何かを決め

る場ではない」」 (平成二十四年十月十七日上毛新聞)旨の発言をしている。

こ の発言を聞く限り、 事務局である国土交通省関東地方整備局が有識者会議を「聞く」だけの場とするこ

すなわち有識者会議の形骸化を意図しているとの懸念を抱かざるを得ない。

従って、この発言について以下質問する。

河川法第十六条の二第三項では、 「河川管理者は、 河川整備計画の案を作成しようとする場合において

必要があると認めるときは、 河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」とある

が、有識者会議の本来の設置目的を説明されたい。

二 一の有識者会議の設置目的に照らして、利根川・江戸川有識者会議の事務局である国土交通省関東地方

整備局河川部長の発言は適切であったと考えるか、 政府の見解を示されたい。

利根川・江戸川有識者会議の事務局である国土交通省関東地方整備局は、 利根川水系利根川·江戸川河

 \equiv

川整備計画 (案)をよりよいものとするためにも、この有識者会議を、委員の意見を「聞く」だけの場で

なく、すべての委員が有意義な議論ができ、納得するまで議論を尽くすことができる場にするための環境

づくりに努めるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。